

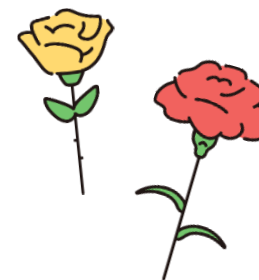


佐世保市感染症予防計画【案】

概要版



令和5年12月
佐世保市



感染症予防計画ってなに？



新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、「感染症法（略称）」が一部改正され、佐世保市のような保健所設置市も『感染症予防計画』の策定が義務付けられました。

今後、未知の感染症が発生した場合に備え、感染の予防やまん延の防止を推進していくための方向性や体制の強化など、平時から取り組むべき事項を計画としてまとめたものです。



どうして**必**要なの？



新型コロナウイルス感染症のように、今後未知の感染症が流行したときに、感染拡大が最小限になるように予防したり、もし市民のみなさんが陽性になってしまっても、適切な医療や療養支援が受けられるような体制を整備するために必要な計画です。



佐世保市感染症予防計画のポイント

- * 平時から検査体制や保健所体制等を整備
- * いざというときに対応できる人材育成
- * 検査・訓練・人員数に関する目標値の設定
- * 関係機関との連携強化
- * 市民等への啓発



新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて次回の新しい感染症流行に備えるため、具体的には次のような内容で計画を策定しました。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

- 平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた、事前対応型の感染症対策を推進する。

2 市民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

- 市民一人一人に対する予防意識の啓発や感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じて、早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

3 人権の尊重

- 患者個人の意思や人権を尊重した療養環境を確保するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努める。

4 情報発信と個人情報保護

- 感染症に関する情報発信にあたり、個人情報の保護を徹底するとともに、報道機関等への適切な情報の提供に努める。

5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

- 市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を行う。

6 県及び市の果たすべき役割

- 県及び市は、国や他の地方公共団体と相互に連携を図り、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る。

7 市民の果たすべき役割

- 感染症に関する正しい知識を持ち、予防に努めるとともに、偏見や差別により感染症の患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

8 学校の果たすべき役割

- 教育活動の中で、児童・生徒などへ感染症の予防に関する正しい知識を身につけさせるとともに、感染症に対し差別や偏見が生じないようにしなければならない。

9 医師等の果たすべき役割

- 医療関係者の立場で県及び市の施策に協力するとともに、患者等に対する適切な説明と良質かつ適切な医療の提供に努める。

10 獣医師等の果たすべき役割

- 獣医療関係者は、県及び市の施策に協力するとともに感染症の予防の寄与に努める。
- 動物等取扱業者は、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理等必要な措置に努める。

11 感染症対策における国際協力

- 平時から必要な情報交換等ができるよう、国、県及び米海軍佐世保基地と連携体制を構築しておく。

12 予防接種

- ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、予防接種を推進していく。季節的発生が顕著な感染症については、事前情報の公表と予防接種の喚起を促す。

第2

地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策に関する事項

1 発生の予防

1-1 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

- 事前対応型行政の構築を中心として、県との連携により、感染症対策を企画、立案、実施及び評価していく。

1-2 感染症発生動向調査

- 長崎県環境保健研究センターを中心として、全国一律の基準・体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する。

1-3 結核に係る定期の健康診断

- 高齢者をはじめ、結核発病の危険が高いとされる住民層などへの定期の健康診断を推進する。

1-4 感染症対策と食品衛生対策、環境衛生対策との連携

- 感染症予防のため、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門及び農林水産部門が効果的な役割分担と連携を図る。

1-5 感染症の国内への侵入予防対策及び検疫所との連携

- 必要な防疫措置のほか、検疫所など関係各機関との連携を図る。

1-6 感染症対策における保健所、情報センターの役割

- 保健所は、医師会など関係機関と連携して、感染症に関する情報の把握や協議・検討を行う。
- 長崎県感染症情報センターは、感染症の病原体等に関する情報収集や分析等の中心的役割を担う。

1-7 関係各機関及び関係団体との連携

- 学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図り、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていく。

2 まん延の防止

2-1 患者等発生後の対応時の対応に関する考え方

- 感染症のまん延の防止対策を、迅速かつ的確に実施し、患者等の人権を尊重しつつ、市民一人一人の予防及び早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図る。

2-2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- 人権への配慮の観点から、対人措置（検体の採取の勧告、健康診断の勧告、就業制限の通知、入院の勧告）は、必要最小限の措置にとどめる。

2-3 感染症の診査に関する協議会

- 委員任命にあたっては、感染症に関する専門的な判断に加え、患者等に対する医療及び人権への配慮も必要であることを考慮した人選を行う。

2-4 消毒その他の措置

- 消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除などの措置は、可能な限り関係者の理解を得ながら、また個人の権利にも配慮しつつ、必要最小限の措置にとどめる。

2-5 積極的疫学調査

- 対象者に調査の趣旨をよく説明し、理解と協力が得られるよう努める。必要に応じて県や関係機関等とも連携し、感染源や感染経路の究明を迅速に進める。

2-6 指定感染症及び新感染症への対応

- 指定感染症及び新感染症への感染が疑われる者について、医師からの届出があった場合は、必要な事項を直ちに国に通報し、技術的指導及び助言を求めながら対応する。

2-7 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策、環境衛生対策との連携

- 食品、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を媒介した感染症のまん延の防止にあたっては、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門及び農林水産部門が連携して対応する。

2-8 患者等発生後の対応時における検疫所との連携

- 検疫手続の対象となる入国者の病原体の保有が明らかになった場合、又は入国者の健康状態に異状を確認した場合などに検疫所から通知があった際は、当該検疫所と連携して感染症のまん延の防止のために必要な措置を行う。

2-9 関係各機関及び関係団体との連携

- 感染症の集団発生等に対応できるよう、国や県及び他の地方公共団体、医師会等の医療関係団体等における連携体制を構築しておく。

第3

感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

1 基本的な考え方

- 感染症対策は、感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究が基本であり、関係機関が相互に十分な連携をとり、調査及び研究の成果等は、関係機関や市民に積極的に公開する。

2 情報の収集、調査及び研究の推進

- 長崎県環境保健研究センター等との連携の下に、感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析に取り組む。

3 関係各機関及び関係団体との連携

- 感染症及び病原体等に関する調査及び研究にあたっては、国や県及び大学研究機関等と十分な連携を図る。

第4

病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 基本的な考え方

- 市の検査体制の充実等を図るとともに、民間の検査機関等との連携を推進する。

2 病原体等の検査の推進

- 国立感染症研究所の検査手法を活用して検査部門が検査実務を行うほか、長崎県環境保健研究センター等と連携し、迅速かつ適確に検査を実施する。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

- 病原体等に関する情報の収集のための体制を構築し、県と連携して患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析・公表する。

4 関係機関及び関係団体との連携

- 病原体等の情報収集にあたっては、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図る。特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、長崎県環境保健研究センター等と相互に連携を図る。

第5

感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

1 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方

- 感染症の患者の移送について、新興感染症の発生及びまん延時など保健所のみでは対応が困難な場合に備えるため、市における役割分担、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を検討しておく。

2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

- 長崎県感染症対策委員会等を通じ、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、消防機関と連携しながら、地域の救急搬送体制の確保にも十分留意の上、役割分担等を協議する。

3 関係各機関及び関係団体との連携

- 長崎県感染症対策委員会等を通じ、平時から、医療機関の受入体制の情報共有を図り、円滑な移送が行われるよう努める。

第6

感染症に係る医療を提供する体制の確保 その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

1 基本的な考え方

- 新興感染症の発生時においては、入院及び発熱患者に対応する医療機関の確保、長崎県環境保健研究センター、保健所及び民間検査機関等における検査体制、入院患者の重症度等の把握体制の整備を迅速に行うことが重要である。
- 新興感染症発生早期の段階では、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。
- 新興感染症の流行初期は、感染症指定医療機関に加え、流行初期から措置を行う医療措置協定を県と締結した医療機関についても対応する。
- 流行初期以降は、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応していく。

2 厚生労働省令で定める体制の確保に係る市の方策

- 長崎県感染症対策委員会において、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、数値目標の達成状況等について進捗確認を行うことで、平時から感染症の発生及びまん延を防止する取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づき改善を図り、効果的な取組について検証する。

3 関係各機関及び関係団体との連携

- 予防計画の実施状況及び数値目標の達成状況のほか、有用な情報を、長崎県感染症対策委員会に共有することにより、連携の緊密化を図る。

<各種数値目標>

【表1 検査に関する目標値】

	流行初期	流行初期以降
検査の実施能力	60件/日	120件/日
検査機器の数	2台	

【表2 研修に関する目標値】

実施主体	回数	対象
佐世保市	1回/年	感染症対策部門に従事する職員 IHEAT登録者
保健所	1回/年	感染症有事体制の職員 本庁からの応援職員 IHEAT登録者

【表3 人員確保に関する目標値】

流行初期から1か月間に想定される業務量に 対応する人員確保数	302人
即応可能なIHEAT要員の確保数	8人

第7 宿泊施設の確保に関する事項

1 基本的な考え方

- 新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することが想定される。長崎県感染症対策委員会等を活用し、新興感染症の特性や、感染力及びまん延の状況を考慮しつつ、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行う。

2 宿泊施設の確保に関する事項の方策

- 県において、民間宿泊施設事業者等と感染症の発生時（流行初期段階）及びまん延時の宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う。

3 関係各機関及び関係団体との連携

- 検査等措置協定を締結する宿泊施設等との円滑な連携を図るために、地域の実情に応じて、長崎県感染症対策委員会等を活用する。

第8

新興感染症における外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

1 基本的な考え方

- 感染または感染が疑われる外出自粛対象者については、体調悪化時に、適切な医療の提供が受けられるよう健康観察の体制を整備するとともに、外出自粛により食料品等の物資の入手が困難な対象者に対し必要な生活支援を行う。

2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策

- 医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等を活用し、外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。

3 関係各機関及び関係団体との連携

- 福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、長崎県感染症対策委員会等を通じて、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等とも連携を深める。

第9

感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 基本的な考え方

- 市は、感染症に対する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、医師等は患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供し、市民が自ら予防できる環境づくりに取り組み、患者等が差別を受けることがないよう配慮する。

2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

- 感染症の患者発生時において、患者及び患者家族等が差別的な取り扱いを受けることのないよう、感染症に関する正確な情報を地域、職場、学校等に対し提供するとともに、平時から、患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関及び医療関係従事者に対する注意喚起を行う。

3 関係各機関との連携

- 国や県と緊密に連携するとともに、長崎県感染症対策委員会等協議の場を通じて関係各機関との緊密な連携に努める。

第10

感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 基本的な考え方

- 医療現場で患者の治療にあたる感染症の医療専門職、介護施設等で適切な感染対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、行政における感染症対策の政策立案等を担う職員など、多様な人材の養成や資質の向上が必要である。

2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上

- 各種研修会等に保健所職員等を積極的に派遣するとともに、講習会等を開催し研修の充実を図る。I H E A T 要員の研修、連絡体制の整備や I H E A T 要員及びその所属機関との連携を強化し、I H E A T 要員による支援体制を確保する。

3 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

- 医療機関は、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練の実施、又は国、県等、医療機関が実施する研修・訓練への医療従事者の参加などにより体制強化を図る。

4 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

- 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。

5 関係各機関及び関係団体との連携

- 関係各機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、研修の開催情報等について長崎県感染症対策委員会等を通じて共有し、人材の活用等に努める。

第11

感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

- 保健所は、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う。

2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- 感染症のまん延が長期間継続することを考慮して、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるよう体制を構築する。

3 関係機関及び関係団体との連携

- 長崎県感染症対策委員会等を活用し、関係機関と保健所業務に係る内容について連携する。

第12

緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- 国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、感染症法により行う事務について必要な指示を行った場合、県と連携して、迅速かつ的確な対応を行う。

2 緊急時における国との連絡体制

- とくに新感染症への対応やその他感染症への対応について緊急と認める場合、国や県と緊密な連携を図る。

3 緊急時における県等との連絡体制

- 県等と緊急時における連絡体制の強化を図るなど、緊密な連携を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。消防機関に対して感染症に関する情報等を適切に連絡する。

4 関係団体との連絡体制

- 医師会等の医療関係団体等と連絡体制を構築し、緊密な連携を図る。

5 緊急時における情報提供

- 緊急時においては、市民が感染症予防等の対策を講ずる上で有益な情報を、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で提供する。

第13 その他感染症の予防の推進に関する事項

1 施設内感染の防止

- 県との連携により、病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を、これらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。

2 災害防疫

- 災害発生時は、生活環境が悪化していく中で対応が求められるものであるため、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等的確な措置を講ずる。

3 動物由来感染症対策

- 動物由来感染症に対する必要な措置が迅速に行えるよう、獣医師等に感染症法や狂犬病予防法に規定する届出の義務について周知するとともに、長崎県感染症対策委員会等を通じて医師会、獣医師会等の関係団体等との情報交換などの連携を図り、市民への情報提供に努める。

4 外国人に対する適用

- 市内に居住又は滞在する外国人に対して感染症に関する知識の普及や感染症対策の情報提供を行う。

5 国際協力への取組

- 平時から必要な情報交換等ができるよう、国、県及び米海軍佐世保基地と連携体制を構築しておく。

6 薬剤耐性対策

- 医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、必要に応じて、県が講ずる方策に協力する。